

東京都人権プラザ指定管理者評価委員会設置要綱

（目的）

第1 この要綱は、東京都人権プラザ（以下、「プラザ」という。）の指定管理者の管理運営状況について、総合的かつ客観的な評価を実施するため、東京都人権プラザ指定管理者評価委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2 委員会は、プラザの指定管理者の年間を通じた管理運営状況の評価を所掌する。

（委員会の構成）

第3 委員会は、次の者をもって構成する。

総務局長から指定管理者の管理運営状況の評価のために委嘱された学識経験者5名

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

（委員の任期）

第4 指定管理者の管理運営状況の評価に関して、総務局長から委嘱された日から、評価対象年度の評価が終了する日までとする。

（会議）

第5 会議の招集は総務局長が行う。

2 会議は、過半数の委員が出席した場合に成立する。

3 委員長は会議の議長となる。

4 委員長は、やむを得ない事情により委員の過半数が一堂に会することが困難であると認めるときは、電子メール、書面その他の方法により審議を行うことができる。

（禁止事項）

第6 委員は、委員会を通じて知った情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7 委員会の庶務は、総務局人権部人権施策推進課において処理する。

(附則)

この要綱は、平成 19 年 5 月 9 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 20 年 7 月 16 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 21 年 6 月 22 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 21 年 7 月 16 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 22 年 5 月 13 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 23 年 6 月 24 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 24 年 5 月 22 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 8 月 9 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 7 年 7 月 10 日から施行する。